

# 民生委員・児童委員活動について

全国社会福祉協議会 民生部

# 1. 民生委員・児童委員活動について

- 民生委員・児童委員は福祉関係法規の規定に基づき、市町村をはじめ、都道府県・指定都市、国等の行政機関へ協力し、地域住民への福祉サービスの周知、利用促進など幅広く相談・情報提供を行い、支援を必要とする人びと（生活困窮者、低所得者、ひとり暮らし高齢者、ひとり親家庭、障害者など）の援助活動を行なっている。…… **行政協力活動**
- また、社会福祉協議会、学校、自治会等と協働し、自主的に地域の福祉課題への取り組み、福祉のまちづくりの取り組みをすすめている。…… **自主活動**



## (1) 行政協力活動

- ① 民生委員・児童委員は、民生委員法において、福祉事務所、その他の関係行政機関の業務に協力することと規定されている。
- ② 民生委員・児童委員は、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等において、福祉事務所の社会福祉主事等の職務への協力が規定されている。

※全国的に取り組んだ協力活動＝悪質商法被害防止、認知症になっても大丈夫キャンペーン、子ども虐待防止のオレンジリボンキャンペーン、早寝早起き朝ごはん運動 等

## (2) 自主活動

全国的に取り組んだ自主活動

- ① 全国児童委員活動強化推進方策（第2次アクションプラン）の推進
- ② 民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動
- ③ 児童虐待防止への取り組みの強化と地域住民への呼びかけ

## 2. 民生委員・児童委員の組織

### (1) 基礎組織

- すべての民生委員・児童委員は民生委員協議会（民児協）に所属している。
- 民生委員法第 20 条により、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに民生委員協議会が組織され、これに所属している（＝法定単位民生委員協議会）。  
（例：△△町民生委員児童委員協議会、△△村民生委員児童委員協議会、△△市□□地区民生委員児童委員協議会 等）

《参考》民生委員法

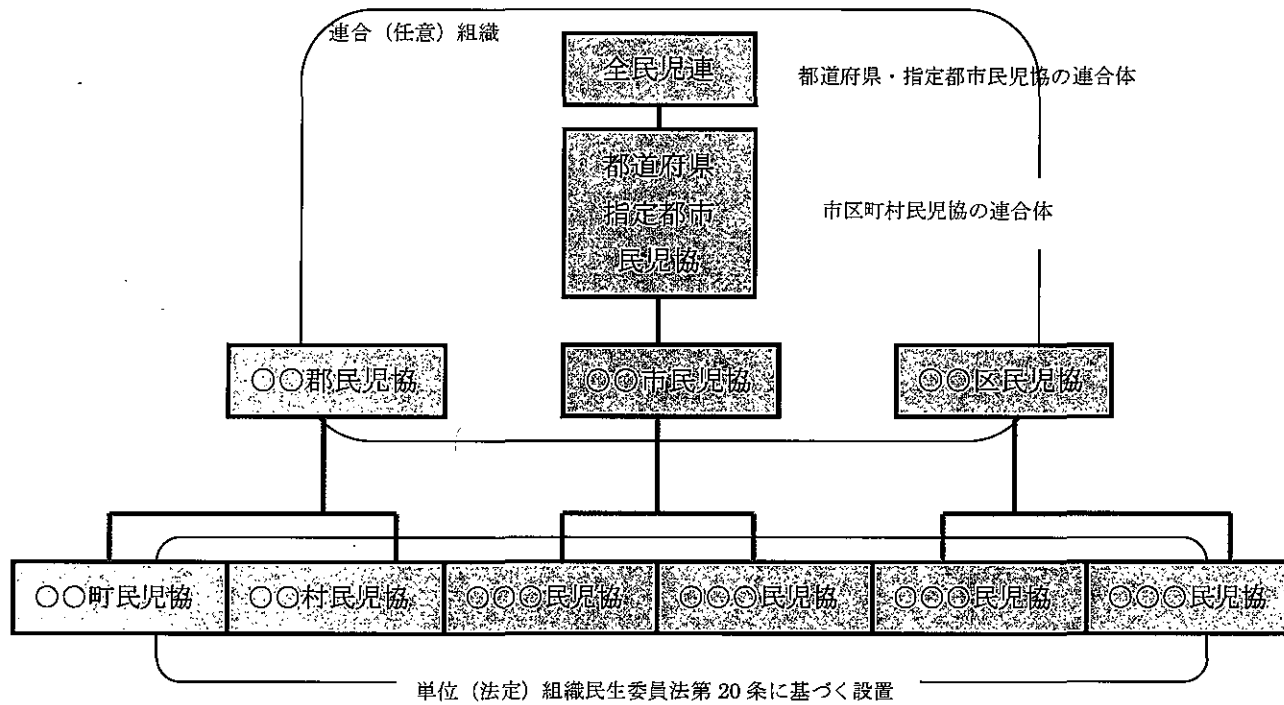
第 20 条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときその他、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

### (2) 連合組織（任意）

- 法定単位民生委員協議会を基礎組織とし、任意に市・区・（郡）の民生委員児童委員協議会（連合会）、都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会（連合会）および全国民生委員児童委員連合会が組織されている。（連合民生委員児童委員協議会）
- 各連合民生委員児童委員協議会は、民生委員・児童委員活動の強化、社会福祉の増進を図る観点から、調査研究、研修事業、委員相互の連絡提携を図るなどの事業を行っている。

## 民生委員・児童委員の組織



### 3. これからの民生委員・児童委員の重点活動

◇民生委員制度創設 90 周年記念活動強化方策「広げよう 地域に根ざした 思いやり」－100 周年に向けた民生委員・児童委員行動宣言－（平成 19 年 7 月／全民児連）

- ① 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します
- ② 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します
- ③ 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます
- ④ 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます
- ⑤ 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行ないます

◇全国児童委員活動強化推進方策「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言 児童委員(主任児童委員)版（平成 19 年 9 月／全民児連）

[重点課題]

- ① 地域から孤立した子育て・孤独な子育てをなくす取り組みの推進
- ② 課題を抱える親子を発見し、必要な支援につなぐ取り組みの推進
- ③ 児童虐待の早期発見・早期対応、および子どもを犯罪被害等から守るための連携・協働の推進

[取り組み期間] 平成 19 年 12 月～平成 22 年 11 月

#### (1) 民生委員活動の特性

- 市町村行政と密接な関係を持って活動しているという特性を活かした活動をすすめる。
- 当該地域に暮らしさまざまな人的ネットワークを持っているという特性を活かす。
- 全国のネットワークを持ち、全国的課題への対応を住民生活に密着した地域で展開できる。

## (2) 要援護者の発見・見守りと通報・情報提供

- ① 地域で孤立している、疎外されている個人・世帯を「発見」し、継続して見守る、関わる  
→ 孤独、孤立への対応
- ② 要援護者マップ（福祉マップ）作りを通じて日常的な要援護者の把握をすすめる  
→ 災害時要援護者の把握

◇「第2次 民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」（平成19年9月／全民児連）

[実施期間] 平成19年10月1日～平成22年11月末日

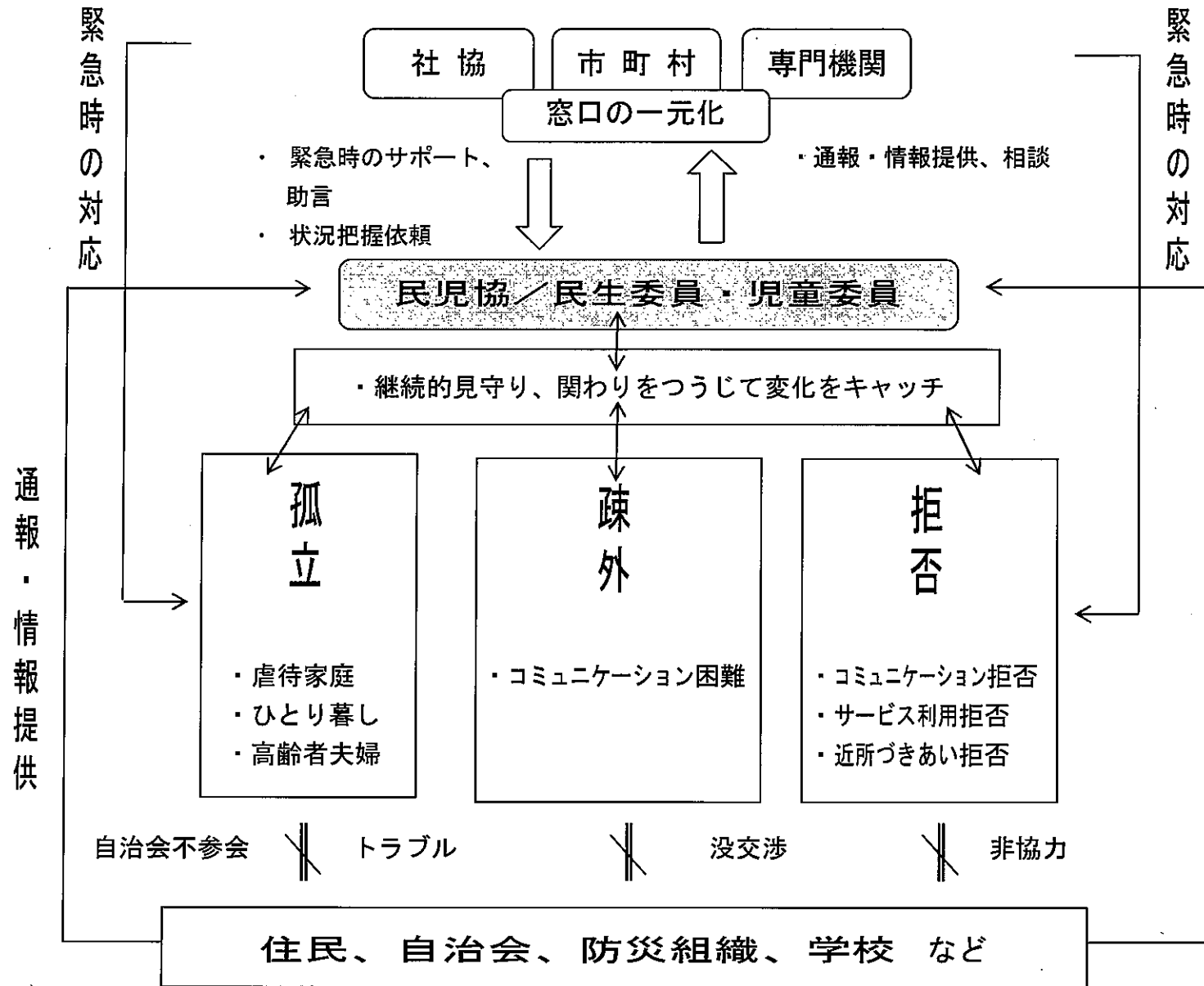
- ③ 市町村行政、専門機関、社協等に協力し、要介護状態の高齢者、高齢者・児童虐待ケース、高齢者・障害者の悪質商法被害等の防止など、社会的支援を必要とする個人・世帯を行政、福祉サービス等に「つなぐ」  
→ 通報・情報提供する活動
- ④ 地域で孤立している人々、疎外されている人々、関わりを拒否する人々への継続的な相談・支援を通じ住民（自治会・町内会、自主防災組織、学校など）とのパイプ役となる  
→ 地域社会との窓口となる活動
- ⑤ 住民との信頼関係を結ぶ → 守秘義務を徹底し、個人情報を適切に取り扱う

(3) 民生委員・児童委員がより良い活動をすすめるための行政等によるバックアップ体制の整備等

- 安心感を持って活動できるよう、緊急時、あるいは困難ケースへのバックアップ体制を整備する  
→ 行政窓口の一元化
- 民児協の組織的な活動を積極的に評価する
- 複数担当制などの工夫運用や福祉協力員等の活用
- 民生委員候補者にとって地域活動を行いやすい推薦方法の導入
- 民生委員・児童委員が活動をしやすい個人情報保護条例の見直しと情報共有の、実施啓発の徹底

- ① 民生委員・児童委員から通報・情報提供を有効に活用し、また即応的に対応するため行政や専門機関の担当セクション（窓口）を一元化し、緊急時や困難ケースに関する市町村行政や専門機関からの協力要請や対応指示を具体的、明確に行う。  
[図表 1]
- ② 住民、社協（地区社協）等と協働して取り組む「ふれあいサロン」や「子育てサロン」活動など地域における支えあい活動、「学童の安全パトロール」活動など安全で安心なまちづくり活動等への参画を積極的に評価する。
- ③ 困難ケース、多問題地区への対応時には複数委員の配置またはチームによる対応ができる柔軟な配置基準の運用  
[図表 2]
- ④ 民生委員・児童委員の推薦を小地域から行なう仕組みとして、自治会長、地区社協会長、民児協会長等の協議による、民生委員候補者の選出が可能となる、地域での透明性の高い推薦準備会の必置。
- ⑤ 行政、専門機関は民生委員・児童委員の見守り活動等が円滑にすすめられるように、必要とされる要援護者情報を提供する。

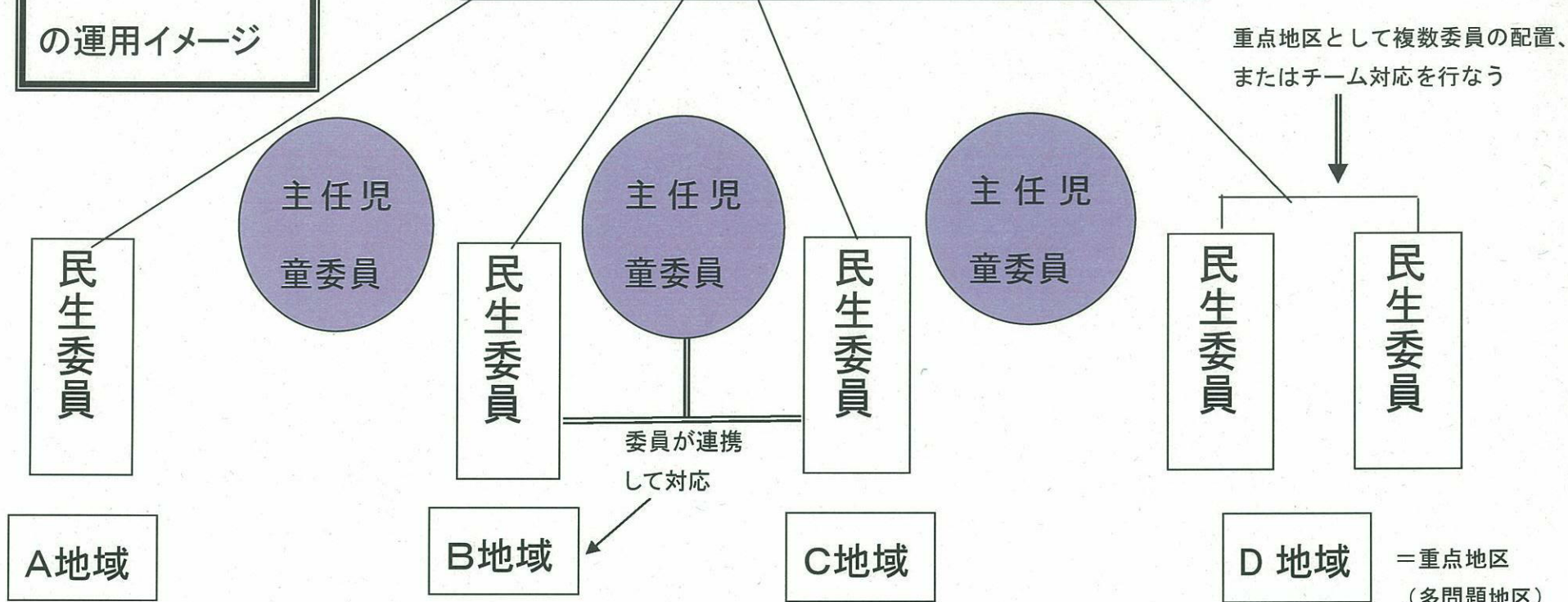
図表 1 個別支援活動のイメージ





【図表2】  
柔軟な配置基準  
の運用イメージ

# 市町村民生委員児童委員協議会



・児童虐待(ネグレスト)が発生

- ・団地こひとり暮らし高齢者が多い
- ・近隣と長年にわたりトラブルを起こす世帯がある(多い)
- ・学童の安全・安心パトロール活動の強化の必要性が高い地域
- ・低所得世帯が多い、など

#### (4) 活動しやすい環境づくり

- 民生委員・児童委員の「やりがい」を高める
- 住民に民生委員・児童委員とその活動内容を正しく理解してもらい適任者を得る。
- 住民等の「理解」と「協力」、「励まし」を得る。

- ① 援助技術・知識の習得のサポートとして経験に応じた研修制度を充実する。
- ② 国、自治体レベルでの民生委員・児童委員、主任児童委員の役割を積極的にPRする。
- ③ 住民の理解、共感を実感できる活動。住民に「見える活動」の重視。

## 4. 民生委員・児童委員活動に現れている状況

- (1) 住民に民生委員・児童委員活動が理解されていない。とくに、主任児童委員。 (別表1 資料編2ページ)
- (2) 民生委員・児童委員のなり手(後継者)がない (別表2 資料編3ページ)
- (3) 要援護者や地域住民のプライバシーにどこまで踏み込めるのか (別表3 資料編4ページ)
- (4) いわゆる「あて職」が多く、多忙である (別表4 資料編5ページ)
- (5) 連携がとりにくい「機関」の存在 (別表5-①②③④ 資料編6～9ページ)
- (6) 要援護者支援に必要な個人情報が提供されない (別表6-①② 資料編10～11ページ)